

内田医院 BCP

2024年 4月 1日初版作成

2026年 6月 1日改定

医療法人内田会

第1章 基本方針	1
1 BCP策定の目的	1
2 事業継続に関する基本方針	1
3 適用の範囲	1
4 文章管理と開示範囲	2
第2章 リスク分析	3
1 対象とするリスクの考え方	3
2 本院のロケーションリスク	3
3 医院周辺の状況	3
4 医療機関内の状況	3
第3章 災害時の対応体制	4
1 設置基準	4
2 設置場所	4
3 災害対策本部の組織	4
4 解散	7
第4章 事業継続戦略	8
1 事業継続戦略	8
第5章 災害時の行動計画	9
1 各部門共通の初動対応	9
添付資料	15
別紙① 「災害対策本部 必要備品等一覧」	16
考資料 「初動対応における医療機関全体の業務フロー」	17
内田医院災害用備蓄物リスト	18

第1章 基本方針

1 BCP 策定の目的

内田医院（以下「本院」という）は、大規模な地震・風水害等の自然災害またはそれに類する事態が発生した場合でも、医院機能を可能な限り維持しまたは早期に復旧し、院内の全職員が協力して、初動、急性期から復興期に至るまで切れ目なく災害医療活動を継続することにより、人命を救助し、地域社会の早期復興に貢献するため、本事業継続計画（BCP）を策定する。

[参考：事業継続計画（BCP）とは]

◆事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと

◆事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）

BCPを継続的に運用・見直しを行い、事業を継続的に改善する経営管理活動

2 事業継続に関する基本方針

本院は、大規模災害時においてもその社会的役割を果たすため、以下のとおり基本方針を定める。

1. 本院の医師、看護師、理学療法士、事務員など職員の安全を第一として対応する。
2. 本院の使命である地域医療の存続を可能な限り継続し、地域医療に貢献する。
3. ライフラインや医院施設設備の被害により、診療を停止することになった場合でも、地域のかかりつけ医としての使命を果たし、慢性疾患のある患者の処方箋の発行は継続する。
4. 災害時の対応を速やかに行うために、平常時から医院及び地域の災害医療体制の整備について積極的に取り組み、医院機能の維持継続または早期復旧に最善を尽くす。また、独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加する。
5. 医療機関としての役割を鑑み、災害時の初動対応から復旧・復興期において、医療行為を通じて地域社会の復興に貢献する。

3 適用の範囲

本院のすべての部門に適用する。

4 文書管理と開示範囲

本 BCP は、内田医院事務所が原本の最新版管理を行う。

この文章は、院内内全部門の全職員に開示し周知する。

また医療活動のために必要な関係機関（徳島県西部地区の地域防災計画に基づき災害対策本部、医師会及び災害拠点病院等）からの求めに応じて開示することができるものとする。

【参考】 医療機関・医療救護所の種別

徳島県は、被災地の限られた医療資源を有効に活用し、障害者に対して確実に医療を提供できるよう、以下のとおり徳島県全ての医療機関や医療救護所の役割分担を定めています。

[災害時における医療機関の役割分担]

種 別	役割分担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う徳島県が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う徳島県が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
専門的な医療を行う 診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬局	市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所等 (上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局)

[医療救護所の種別]

種 別	役割 分 担
緊急医療救護所	市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所 (EMIS の分類では、医療機関前救護所に相当)
避難所医療救護所	市町村が、避難所に設置する医療救護所 (EMIS の分類では、避難所救護所に相当)

第2章 リスク分析

1 対象とするリスクの考え方

自然災害全般を対象とする。

BCP 策定にあたっては、本医院のロケーションリスクを把握した上で、それらのリスクが顕在化した場合を具体的に想定して、必要な対策を講じることとする。

2 本医院のロケーションリスク

三好市のハザードマップ等各種資料によると以下のロケーションリスクが存在する。

- ・マグニチュード8・3の南海トラフ地震によって震度6弱の揺れを感じる。
- ・台風や想定外大雨等によって1～2メートルの浸水が発生すると予想される。

3 医院周辺の状況

以下のような事態が発生する可能性がある。

- ・多数傷病者の発生
- ・停電・断水、電話不通
- ・鉄道、道路等、交通手段の寸断
- ・輸送手段等の被害による物流網の途絶

4 医療機関内の状況

災害の大きさによって被害の程度は様々な状況が考えられる。

本BCPにおいては、医院施設の被害状況に応じて、以下のとおり3つのレベルに分けて考えることとする。

被害のレベル	医院内の状況
レベル1	医院に被害なし（経営資源の制約もなし）
レベル2	医院施設は使用可能だが、停電など経営資源の制約が発生している。
レベル3	医院施設が使用不可

第3章 災害時の対応体制（災害対策本部）

1 設置基準

基準	設置について	
・ 院内で火災 ・ 徳島県三好市で震度5強以上の地震	発生次第、即時設置	
・ 徳島県で震度5弱の以下の地震	平日診察時間内	必要に応じて、院長の指示により設置
・ その他の大規模災害	休日・平日診察時間外	必要に応じて、上席当直医の指示により設置

2 設置場所

医院災害対策本部を「内田医院1階事務所」に設置する。

※添付資料 「災害対策本部 レイアウト図」、「災害対策本部 備品等一覧」のとおり

【医療チームの受入】

DMAT等の医療チーム用本部の設置場所として、「ハピネス2階 会議室」を提供する。

また、医療チーム用の待機・休憩場所として、「診察室等」を提供する。

3. 災害対策本部の組織

(1) 本部長

院長を災害対策本部の本部長とする。

(2) 災害対策本部長の代行順位

院長が不在の場合、院長が任務につくまでの間は、次の優先順位により本部長代行を決定する。

【本部長代行者の優先順位】

- ① 副院長
- ② 総師長

※当直の時間帯など、院長や副院長が不在の場合は、上席当直医を代行者とする。

(3) 体制と役割

★印：既存組織で対応する班/担当

体制 (担当部門等)		役割
災害対策本部 本部長	院長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制の切り替えと終了を決定 ・災害時医療機関を指揮・統括 など
副本部長	副院長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長を補佐・助言 など
本部長事務局	事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局の業務を総括など
総務班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営 ・災害対策本部の活動を記録 ・各班に災害対策本部長等からの指示を伝達 など
情報収集班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門の職員（家族含む）の安否等の取りまとめ ・各部門の被災状況の取りまとめ ・地域の被災状況の情報収集 ・診療統括者を通じて、病床等の患者情報や、受け入れの傷病者の情報等を収集
職員配置等担当班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・参集職員等の役割分担決定 ・調達班と連携し食料・飲料水の確保 ・職員の食事の確保 ・休憩・仮眠場所の確保 ・災害時の交代勤務ローテーション作成 など
院外対応班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、消防、警察、保健所、医師会、他の災害拠点病院等との情報収集・提供 ・転院搬送を要する患者の把握と転院先確保及び転院搬送 など

体制 (担当部門)		役 割
★施設班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の被害状況把握と復旧 ・二次災害の恐れのある施設・設備について、立入禁止措置と応急処置 など
医療システム班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー等情報システムの被害状況と復旧 ・電子カルテシステム等の被害状況把握と復旧 など
診療統括者	副院長	<ul style="list-style-type: none"> ・一般外来、病棟等の診療組織を統括 など
診療班	診療科	<ul style="list-style-type: none"> ・通常診療等を継続
外来医療班	看護部門（一般外来）	<ul style="list-style-type: none"> ・外来患者の安全確保、避難誘導 ・外来診療の継続など
入院調整班	診療科	<ul style="list-style-type: none"> ・診療統括者と調整し、傷病者の病棟等への受入可否を判断 など
★病棟医療班	看護部門（病棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者の安全確保、避難誘導 ・病棟運営を維持し、入院患者の治療を継続 など
★給食班	栄養管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者への食事提供 ・物資調達担当者と連携し、非常用食料等の補給体制を確保 ・必要に応じて非常食の炊き出し など
診療支援統括者	総師長	<ul style="list-style-type: none"> 診療支援を総括
物資調達班	事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・不足する医薬品、医療資機材等の配分 ・救援物資の受入れ・管理 ・職員等の食料等の確保 など
警備班	施設管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・館内・館外の警備、避難住民への対応 など

(4) 休日・夜間に発生した場合

① 対応

夜間勤務の体制により立ち上げ、職員の参集状況に応じて徐々に前記の体制に移行する。

② 参集

三好市で震度5以上の地震が発生した場合、自動的に災害対策本部が設置されるので、職員は休日・夜間においても自身・家族等の安全を確保した上で、災害対策本部に参集する。

4 解散

本部長が平常時に復帰したと判断した場合、災害対策本部を解散する。

第4章 事業継続戦略

災害時には、一人でも多くの人命を救うために、災害の規模による自院の被害状況に合わせて、以下の戦略に基づき柔軟な対応を行うものとする。

[自院の被害レベルに応じた対応戦略]

被害レベル	BCP 発動基準 (状況)	BCP 戦略 (基本方針)
レベル 1	自機関に被害なし	・安全確認後、通常通りの診療を再開する。
レベル 2	自機関の建物は使用可能だが、停電・電話不通などライフラインが停止し、通常通りの業務が実施できない状況の場合	・当面は診療を中止し、以下の業務のみ行う。 ①入院患者のバイタルサイン維持 ②可能な範囲で専門医療の継続 ③慢性疾患患者への処方箋の発行
レベル 3	自機関施設が倒壊・水没・火災(使用不可)	・避難/入院患者の搬送

[被害レベルの定義]

- レベル 1 自院に被害なし(経営資源の制約もなし)
- レベル 2 医院施設は使用可能だが、停電など経営資源の制約が発生している
- レベル 3 医院施設が使用不可

第5章 災害時の行動計画

1 各部門共通の初動対応

詳細は別途医院防災マニュアルを参照

(1) 職員の安否確認

- ・各部門で点呼又は緊急連絡網を活用し、安否を把握する。
- ・各部門の責任者は、把握した職員の安否状況を災害対策本部へ報告する。

(診療時間内)

- ・点呼等により職場にいる職員の安否確認を行う。
- ・外出又は休暇等の職員については、緊急連絡網を活用し、安否確認を行う。

(診療時間外・休日)

- ・責任者（代行者含む）は、点呼等により職場にいる出勤者の確認を行う。また、非勤者へは緊急連絡網を活用し、安否確認を行う。

(2) 院内患者状況の確認

院内の各、外来・入院患者などの安否状況を把握し、災害対策本部へ報告する

(看護部(病棟・一般外来))

- ・入院患者の状況
- ・外来患者の状況
- ・X-P、CT等検査中患者の状況

(3) 内部通信手段の確保

災害対策本部と各部門との間の通信手段となる院内情報端末や内線電話などの使用可否を確認する。また、防災センターは、館内放送の使用可否を確認するとともに、コードレス電話（PHS）を災害対策本部や各部門の責任者に配布する。

(4) 被害情報等の収集

① 施設管理部門

施設管理部門は、医院機能を支える施設・設備に関して以下のとおり被害状況を確認し、

その結果を所定の様式に記載して災害対策本部へ報告する。

なお、特に緊急を要する内容については、都度、口頭にて報告する。

- ・災害発生後、速やかに目視による確認を行い、その結果を所定の様式に記載し災害対策本部へ第1報を報告する。

- ・第1報後、より詳細な確認を行い、その結果を所定の様式に記載し災害対策本部へ報告する。

- ・以降、状況に変化が生じる都度、その内容を所定の様式に記載し災害対策本部へ報告する。

② 院内各部門

院内各部門は、各職場における建物・設備、各種医療機器等に関して以下のとおり被害状況等を確認し、その結果を所定の様式に記載して災害対策本部へ報告する。

なお、特に緊急を要する内容については、都度、口頭にて報告する。

- ・災害発生後、速やかに目視による確認を行い、その結果を所定の様式に記載し災害対策本部へ第1報を報告する。

- ・第1報後、より詳細な確認を行い、その結果を所定の様式に記載し災害対策本部へ報告する。

- ・以降、状況に変化が生じる都度、その内容を所定の様式に記載し災害対策本部へ報告する。

③ 災害対策本部（事務局）

災害対策本部（事務局）は、施設管理部門及び院内各部門からの報告に基づき、医院全体の被害状況を集約・整理して、速やかに災害対策本部長に報告する。

(1) 情報

業務名	1、情報 診療提供能力の確認
方針	診療を行う上で必要な資器材の使用可否について確認を行う。
担当部門	看護部門
責任者 (代行者)	・看護師長 ・看護師
目標レベル	別表チェックリストの定めた医療機器等についてのみ確認
目標時間	・直ちに開始（病棟の場合は入院患者の安否確認後開始）【30分以内】 医療ガスの状況 医薬品の状況 その他医療資器材の状況 レントゲン、CTなど検査機器の状況
役割及び 活動内容	責任者 1、資器材の使用可否の状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告 2、使用不可の資器材がある場合は、対応を指示
	担当者 1、チェックリストに則り各資器材の状況を確認 2、使用可否の状況を責任者へ報告
必要情報	—
体制	・看護部門2名
物品	・チェックリスト
場所	・各種保管場所、検査機器設置場所
課題	・迅速かつ正確に確認するための定期的な訓練が必要。

○チェックリスト

機器名	保管場所	使用の可否	具体的状況
医療ガス	—		
医薬品	保管庫等		
医療資機材カート	保管庫等		
レントゲン	—		
CT	—		

(2) 体制

業務名	2、体制 院内体制の強化	
方針	人的資源等を効果的に配置するなどして、災害医療体制の強化と職員の活動基盤の整備を行う。	
担当部門	事務部門	
責任者 (代行者)	災害対策本部長 (本部長代行(副院長等))	本部職員(事務部門)
目標レベル	活動時点で確保できる人的資源等を踏まえて可能な限り行う。	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集職員等の役割分担：職員参集の都度 ・ 食事・休憩・仮眠場所の確保などの職員活動基盤の整備：6時間以内に開始 	
役割及び 活動内容	責任者： 1、被災状況、参集可能職員の状況から、役割分担の方針を指示 2、被災状況、備蓄状況等を確認の上、職員の活動基盤の整備を指示	
	担当者： 1、参集職員等の役割分担決定 2、食料・飲料水の確保 3、職員の食事場所の確保と準備 4、休憩・仮眠場所の確保 5、災害時の交代勤務ローテーション作成	
必要情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺被災状況 ・ 院内備蓄状況 ・ 参集可能な職員の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集者からの参集経路上等の被災状況の聞き取りなど
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部員3名 	—
場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部(医院1階事務所) 	—
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災想定に基づく実際の参集可能職員の把握が難しい。 	

(3) 搬送

業務名	3、搬送 重症患者の搬送	
方針	院内の診療能力を鑑みて、重中等症患者の転院搬送を行う。	
担当部門	事務部門	
責任者	医事部門	医事関係職員
目標レベル	転院が必要な患者を迅速に搬送する。	
目標時間	3時間以内に搬送先確保	
役割及び 活動内容	責任者： 1、医療対策拠点への搬送先確保要請 2、医療対策拠点調整後の搬送先病院との連絡・調整 3、自圏域の災害拠点病院への受入れ要請	
	担当者： 1、転院搬送が必要な患者の把握と責任者への報告 2、搬送経路の通行可否状況の把握 3、搬送手段の確保 4、転院搬送患者情報の記録と集計	
必要情報	・搬送が必要な患者の情報 ・輸送経路の被害状況 ・輸送手段の状況	—
体制	・事務部門職員3名 ・搬送スタッフ（医師1名、看護師1名、事務部門職員1名）	—
場所	—	—
課題	自医院の救急用自動車の確保ができていない	

○搬送先

病院名	対応可能患者	電話番号	担当者	輸送手段
三好病院		72-1131		救急車
ゆうあいホスピタル		82-1100		救急車

(4) 医薬品・ライフライン等及びその他付随業務

業務名	4、医薬品・ライフライン等及びその他付随業務 医薬品、医療資器材等の調達
方針	必要な医療器材・医薬品について継続的な供給を行う。
担当部門	事務部門
責任者	事務主任
目標レベル	看護師等と連携し、院内で使用する医薬品、医療資器材等を安定的に供給する。
目標時間	発災後3時間以内
役割及び活動内容	責任者： 1、院内からの医薬品・医療資器材等の供給要請の整理と優先供給先の決定 2、卸売販売業者への医薬品・医療資器材等の優先納品要請 3、院内の医薬品・医療資器材等の供給状況把握と災害対策本部への報告 担当者 1、院内の医薬品・医療資器材等の備蓄状況の把握 2、院内からの医薬品・医療資器材等の供給要請の取りまとめ 3、倉庫等からの運び出し、医薬品・医療資器材等への供給 4、医薬品・医療資器材等の卸売販売業者への発注
必要情報	・院内からの医薬品・医療資器材等供給要請 ・卸売販売業者等の取引先被災状況
体制 物品	・事務部門2名 ・看護師1名 ・台車
課題	・災害時を想定した卸売販売業者等との情報連絡訓練の実施

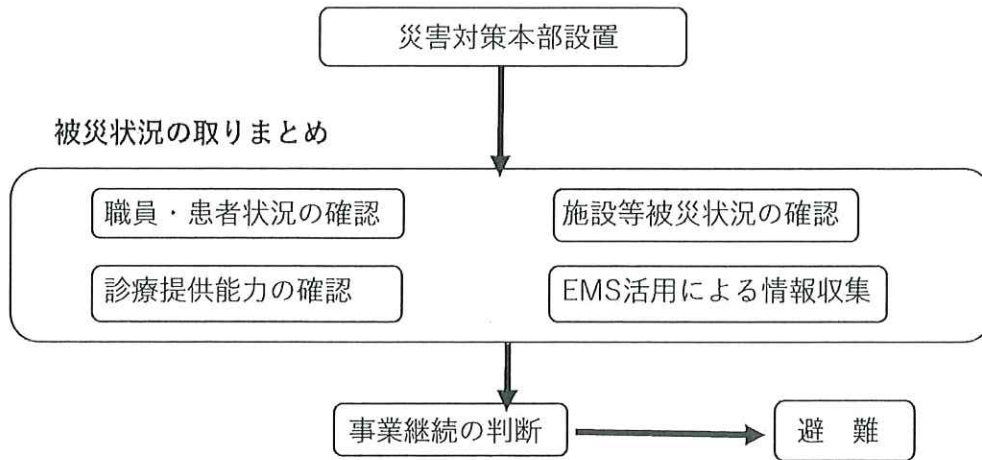
添付資料

- ・別紙① 「災害対策本部 必要備品一覧」
- ・内田医院災害用備蓄物リスト
- ・参考資料 「初動対応における医療機関全体の業務フロー」

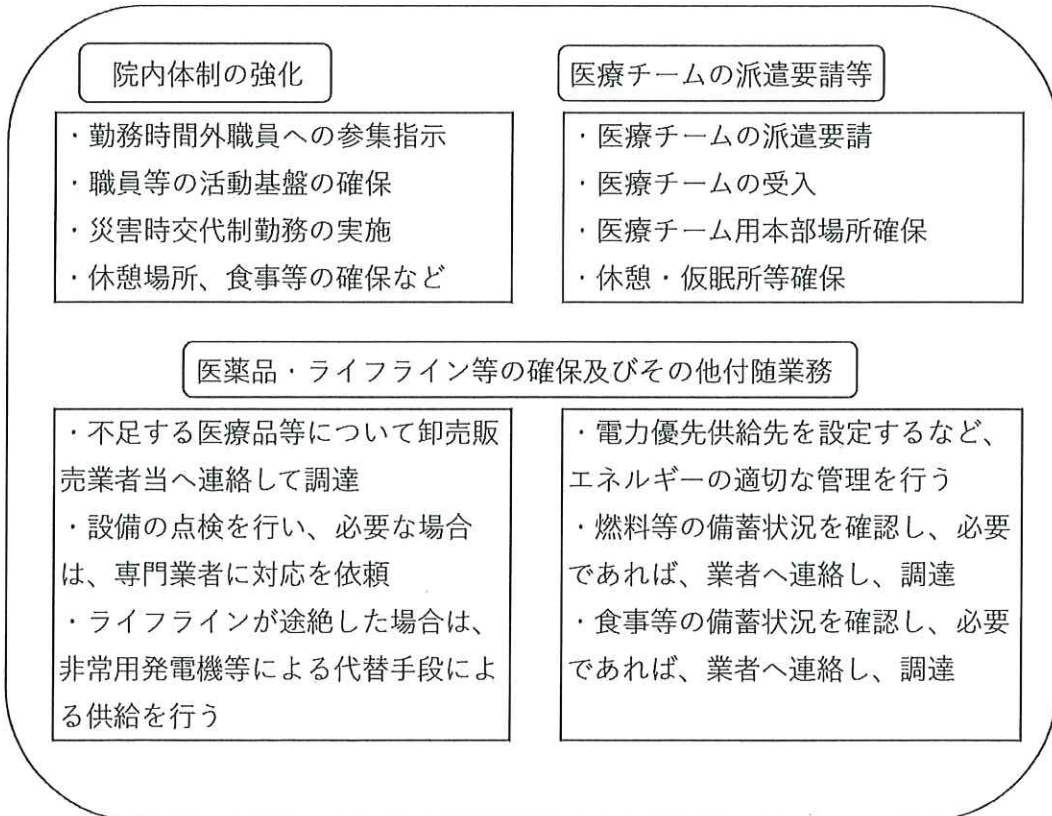
別紙① 「災害対策本部 必要備品等一覧」

チェック	品名	数量	設置内容	保管場所
<input type="checkbox"/>	固定電話（内線・外線）	1		
<input type="checkbox"/>	TV、ラジオ	各1		
<input type="checkbox"/>	ホワイトボード	2		
<input type="checkbox"/>	ノートPC 001	1		
<input type="checkbox"/>	ノートPC 002	1		
<input type="checkbox"/>	ノートPC 003	1		
<input type="checkbox"/>	複合機（プリンター）	1		
<input type="checkbox"/>	カメラ	1		
<input type="checkbox"/>	院内見取り図（掲示用）	1		
<input type="checkbox"/>	院内見取り図（机上用）	1		
<input type="checkbox"/>	内田医院BCP	1		
<input type="checkbox"/>	模造紙	1		
<input type="checkbox"/>	白紙 A4、A3	各1		
<input type="checkbox"/>	防災マップ（三好市）	1		
<input type="checkbox"/>	ホワイトボードマーカー（黒・赤）	各3		
<input type="checkbox"/>	養生テープ	2		
<input type="checkbox"/>	セロハンテープ	2		
<input type="checkbox"/>	社員名簿	1		

初動対応における医療機関全体の業務フロー



診療継続



内田医院災害用備蓄物リスト

(令和8年4月1日現在)

品名	必要数量	内容
えいようかん	30食 (60本)	60本
菓子類	適量	順次入れ替え
缶詰め	30缶	順次入れ替え
エンジョイクリーム	10食	合計30本 順次入れ替え
エンジョイゼリー	20食	
飲料水	30本	2Lペットボトル

※飲料水の備蓄積算

＝1人あたりの1日分を3Lとする。

＝施設の人数 入院患者8人

スタッフ2人 合計10人

◆ $3L \times 10人 \times 3日分 = 60L \Rightarrow 2L$ ペットボトル約30本

※食料品の備蓄積算

1人1日分の備蓄量 (1000~1200Kcal/日)

●えいようかん2本

●くだもの缶詰1缶

●お菓子類 適量

●栄養補助食品1本 ×10人×3日分として備蓄量を計算する